高齢者虐待防止に関する指針

社会福祉法人　福竹会

グループホーム鹿島の郷

デイサービスセンター鹿島の郷

鹿島の郷居宅介護支援事業所

１．基本的な考え方

社会福祉法人　福竹会は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、すべての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して、介護の増進に努めることとする。

２．虐待の定義

虐待とは、職員等から利用者に対する次のいずれかに該当する行為をいう。

（１）身体的虐待

利用者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れのある行為を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。(殴る・蹴る・煙草を押付ける・熱湯を飲ませる・食べられないものを食べさせる・食事を与えない・戸外に閉め出す・部屋に閉じ込める・縄などで縛る等)

（２）性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること。(性交・性的暴力・性的行為の強要・性的雑誌や DVD を見るように強いる・裸の写真や映像を撮る等)

（３）心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。(「そんなことすると○○させない」など言葉による脅迫・「何度言えばわかるの」など心を傷つけることを繰り返す・成人の利用者を子ども扱いするなど自尊心を傷つける・馬鹿にする・無視する・他者と差別的な対応をする等)

（４）ネグレクト

利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、前三項に掲げる行為と同様の行為の放置、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。(自己決定といって放置する・失禁をしていても衣類を取り換えない。栄養不足のまま放置・病気の看護を怠る・話かけられても無視する・拒否的態度を示す等)

（５）経済的虐待

利用者の同意なしに金銭を使用する、または本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

３．虐待防止委員会の設置及び虐待防止に関する責務等

虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次のとおり虐待防止委員会を設置するとともに虐待防止に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講ずる。

（１）虐待防止委員会

① 委員会の委員長は、鹿島の郷各事業所管理者が指名する者とする。

② 委員会の委員は、鹿島の郷各事業所管理者とする。
③ 委員会は、概ね６か月に１回以上、委員長が必要と認めた時に開催する。また必要に応じて法人監事、第三者委員を招致し、助言等を得ることとする。
④ 委員会の審議事項
・職員の意識を高める掲示物等に関すること。
・職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること。
・職員が介護等に関する悩みを相談することのできる相談体制に関すること。
・虐待防止、早期発見等に向けた取り組みに関すること。
・虐待発見時の対応に関すること。
・その他人権侵害、虐待防止等に関すること。

（２）虐待防止に関する責務等
① 虐待防止に関する統括は委員長が行い、責任者は各管理者とする。
② 虐待防止に関する責任者は、本指針及び虐待防止委員会で示す方針等に従い、虐待防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施を図るとともに、苦情解決体制の活用など日常的な虐待の防止等の取組を推進する。また責任者は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。

４．虐待の早期発見等への対応

（１）虐待の早期発見

虐待事案は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者の様子の変化を迅速に察知し、それに係わる確認や責任者等への報告が重要である。また地域で生活している利用者のサービス利用時等の様子にも配慮し、疑いがもたれる場合には、居宅介護支援事業者との連携、さらには行政（高齢者・地域福祉課）や担当の地域包括支援センターへの通報を含め迅速に対応することが必要である。

なお、虐待とは利用者の権利侵害する些細な行為から虐待へのエスカレートすることを認識し、平素から、責任者は、入居者・利用者、家族、職員とのコミュニケーションの確保を図り、虐待の早期発見に努めることとする。

（２）虐待発見時の早期対応

虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した場合には、利用者の安全・安心の確保を最優先に、誠意ある対応や説明をすること及び利用者や家族に十分配慮すること、また被害者のプライバシー保護を大前提としながらも、対外的な説明責任を果たすことなど、速やかに組織的な対応を図ること、また行政に通報・相談することとする。さらには、発生要因を十分に調整・分析するとともに、再発防止に向けて、組織体制の強化、職員の意識啓発等について、一層の徹底を図ることに努めることとする。

５．職員等が留意すべき事項

職員等は、利用者の人格を尊重するとともに、虐待事案の発生は、入居者・利用者の生命

と生活を脅かすことのみならず、社会的な信頼を著しく損なうこと、そして、その後の事業経営において大きな困難を抱えることになる問題として十分認識する必要がある。

（１）意識の重要性

① 認知の程度等に関わらず、常に利用者の人格や権利を尊重すること。

② 職員は、利用者の立場に立った言動を心がけること。

③ 虐待に関する受け止め方には、利用者による個人差や性差などがあることを、絶えず認識すること。

（２）基本的な心構え

① 入居者・利用者との人間関係が構築されていると、独りよがりで思い込まない。

② 入居者・利用者が職員の言葉に対し虐待であるとの意思表示をした場合は、その言動を繰り返さない。

③ 利用者本人は心理的苦痛を感じていても、重度の障害などから訴えたり、拒否することができない場合もあることを認識する。

④ 職員同士が話しやすい雰囲気づくりに努め、虐待とみられる言動について、職員同士で注意を促すこと。

⑤ 虐待（疑い）を受けている利用者について見聞きした場合は、利用者の立場に立って事実確認や丁寧な相談支援を行うとともに、責任者に速やかに報告すること。

⑥ 職場内の虐待に係わる問題や発言等を個人的な問題として処理せず、組織として良好な職場環境を確保するための契機とする意識を持つとともに、責任者への速やかな報告は職員等の義務であることを認識すること。

６．成年後見制度の利用支援

利用者及び家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

７．当指針の閲覧

当指針は、利用者及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表する。

【附則】

この指針は、令和５年10月１日から施行する。

この指針は、令和８年３月１日から施行する。